

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金			担当部課	福祉部長寿課	
基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱			
	根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活		会計区分	一般会計	
	政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり		予算区分	3-1-2 老人福祉費		
	施策	4-1-1 くらしを支える生活基盤の充実		中事業名	介護職員確保事業		
	補助制度開始年度	平成30 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名) 又は対象者	・市内介護事業所等に勤務している個人 ・市内において介護事業所等を運営している法人			交付年数 【※】	通算	
	会員数【※】			令和7年4月1日現在	会費【※】		
	他団体への交付【※】	要綱を変えれば可能		制度の周知方法【※】	HP、夢ネット		
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度				
最新年度の補助内容	補助対象 経費	【個人の場合】介護職員初任者研修等の受講料全額(上限10万円) 【法人の場合】負担した介護職員初任者研修等の1/2(申請年度につき上限10万円)					
	補助対象事業費の総額	337,500	補助金額	337,500	事業全体の補助率	100%	
	特記事項						
補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図ること					
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 【個人】介護職員初任者研修等を修了後、長久手市内の介護事業所等に新たに6月以上勤務している者に対し当該受講料の全額を助成 【法人】従業員が受講した介護職員初任者研修等の受講料の全額又は一部を負担した介護事業所等を運営している法人に対し、負担した対象経費の1/2を助成					
	事業費補助 の実績 (団体の主な 活動の実績) ※今年度は予定	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度実績 (2024)	R7年度予定 (2025)		
		申請0件	申請0件	申請0件	申請5件		
	補助対象事業費					337,500	
	補助金額				予算額	338,000	
	財源	国及び県				101,000	
		市(一般財源)				236,500	
	その他						
	補助金等の効果 ※今年度は予定	介護職員の確保につなげられなかった。	介護職員の確保につなげられなかった。	介護職員の確保につなげられなかった。	R7年度から対象範囲を拡充し、より介護現場の実状に沿う内容へ見直したことにより、申請件数の増加、介護職員の確保を見込む。		
	今後の方向性 ・担当部署の 自由意見	令和2年度以降、コロナ禍のため市主催の介護職員初任者研修を実施できなかったことに伴い、本補助金の申請者も減少した。R5年度から入門的研修を再開し、R7年度に向けて本補助金の対象範囲の見直しも行ったため、今後申請件数も増加し、職員確保に繋がることを見込む。					

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	必要な介護サービス人材を確保するための支援として有効である
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	今後急激に高齢化が進み、要介護認定者も急増が見込まれており、介護職員の確保は必要不可欠である
	市民ニーズは認められるか	○	今後の介護需要の増加に伴い介護職員不足となることが見込まれており、要介護認定を持つ市民が十分なサービスを受けられなくなる可能性があるため、ニーズは高い
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	×	本事業単体での効果は限定的である。市主催での研修の開催や実技研修の実施等と併せ複合的に実施することにより効果が見込まれる。
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていなか	○	介護業界では、就職後に資格を取得する方が一般的になってきたことから、就職後の資格取得に対する補助を条件に追加し、R6年度末に要綱を改正した。
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	介護職員不足は喫緊の課題であるとともに、これから急速な高齢化に伴い介護職員の需要はますます増加していくため、継続の必要性は高い。
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	×	R4年度以降、本助成金について申請がなく、より介護現場の実状に沿った内容となるよう助成対象の見直しを行いR6年度末に要綱を改正した。
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	R7年度から、法人も助成対象に追加した。正確な実績報告のための必要書類の提出を要綱で定めている。
補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	介護職員の確保は高齢者が安心して暮らせる社会基盤の整備として必要である
	補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
	経費の使途は明確か	○	助成金対象経費を要綱上に明記している。
	基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	助成金対象経費を要綱上に明記している。
社会情勢	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○	資格取得費用を補助することで介護職員への門戸を広げ、人材不足解決に直接的に効果がある
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	県内で同種の補助を実施している自治体は限定的であるからこそ、限られた介護人材をより多く長久手市に呼び込むために必要である。
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市民の職業選択に寄与している。
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	市が法人へ助成することについて、愛知県地域医療介護総合確保基金補助金の交付対象となる。
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	要綱により、1人1回の助成に限定している。
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特權的な恩恵を与えていないか）	×	長久手市内の事業所の人材確保のため、意図的に市内事業所への就職に限定した内容となっている。
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	HPに掲載有り。
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	×	確認及び監査の実績なし。
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	高齢者介護事業所だけでなく、障がい福祉サービス事業所を対象とし、統合した内容で要綱が定められている。
総合評価	担当課の評価		評価理由、見直す場合はその内容
	A		本事業単体での効果は限定的であるものの、市主催での研修の開催や実技研修の実施等と併せた複合的な実施は介護人材の確保に有効である。一方で、令和4年度以降申請実績がない補助対象を継続する必要があるかの検証は必要である。